

## ○覚書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結された自動販売機設置契約に関し、以下のとおり覚書を締結する。

### 第1条（目的）

本覚書は、大規模地震や台風等の自然災害により、甚大な被害が発生し避難勧告又は避難指示が発令された場合において、甲乙契約にかかる飲料用自動販売機（以下「対象自販機」という）内の商品を被災者に無償提供することを目的とする。

#### 【対象自販機詳細】

契約締結日：別紙記載の通り  
設置左記住所：別紙記載の通り  
機 種：別紙記載の通り

### 第2条（商品の無償提供）

乙は、下記の場合に対象自販機内の商品を無償提供する。

- ①災害の発生又は発生する恐れがある場合において、設置先の市町村長又は都道府県知事から避難勧告又は避難指示が発令された場合。
- ②避難勧告又は避難指示が発令されない場合であっても、甲乙協議により商品の無償提供について合意が成された場合。

### 第3条（鍵の管理）

乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

- 2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。
- 3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上に損害が生じた場合、甲は乙に対し一切の責任を負う。

キーNo.：別紙記載の通り

### 第4条（通知義務）

本契約に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨及び日付、数量等を乙に通知しなければならない。

### 第5条（契約期間）

本覚書の有効期間は、本覚書成立日より対象自販機が撤去されるときまでとする。契約期間終了後、甲は速やかに鍵を乙に返却しなければならない。

### 第6条（特約事項）

無償提供した商品及び切替装置の不正使用によるものは販売手数料の対象外とする。

### 第7条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については甲乙誠意を持って協議し決定する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通保有する。

平成20年12月15日

甲 大洲市大洲690番地の1  
大 洲 市  
代表者 大洲市長

乙 松山市南江戸2丁目13-14  
株式会社 伊藤園松山支店  
支店長